

独立行政法人 日本スポーツ振興センターの災害共済給付の手続きについて

保健室

学校管理下の災害に起因する負傷の場合、日本スポーツ振興センターへ申請することで災害給付を受けることができます。

学校管理下の災害とは、授業中、部活動中、休み時間、通常の経路と方法による登下校中、運動会、学園祭、修学旅行等の学校行事中に起こった災害のことをいいます。

<災害給付の対象>

整形外科などの医療機関で各自の健康保険証を使って受診し、初診から治癒までの医療費の総額（医療保険でいう 10 割）が 5000 円以上（診療報酬請求点数が 500 点以上）の場合です。つまり保険証を使って自己負担が 3 割の場合、1500 円以上のものが対象となります。
整骨院や接骨院を受診した場合は 5000 円以上が対象となります。保険外診療は支給対象になりません。

<時効>

給付事由が発生した日から 2 年間請求を行わないと、給付を受ける権利が消滅します。

<給付期間>

同一の負傷等に対して、最長 10 年間給付が受けられ、卒業しても引き続き申請可能です。

<給付額>

健康保険診療の本人負担分（医療費総額の 3 割）と、療養に伴う費用を配慮して医療費総額 1 割を加算した額です。

<給付金の請求と手順>

- ① 医療機関を受診した場合、組主任や部活動の顧問、災害発生時の授業担当教員等に報告してください。
- ② 保健室にも報告してください。申請に必要な書類をお渡しします。
- ③ 申請に必要な用紙「医療等の状況」は、受診した医療機関で書いてもらってください。
- ④ 院外処方の場合のみ「調剤報酬明細書」を薬局で書いてもらってください。（院内処方の場合は、「医療等の状況」に処方の分も含めて記載されますので必要ありません）

- ⑤ 一ヶ月の医療費が7000点以上（70000円以上） の場合には「高額療養状況の届」が必要となります。
- ⑥ 医師により治療上必要と認められた装具等を購入した場合、「治療用装具明細書」が必要となります。
- ⑦ これらの書類は一ヶ月に1枚です。ただし月の途中で転医した場合は、それぞれの医療機関で1枚ずつ書いていただくこととなります。（治療が数ヶ月かかるような場合は、その都度その月の「医療等の状況」を医療機関等で書いてもらうこととなります）
- ⑧ 保健室への書類提出は、原則として治療が終了してからとなりますが、治療が1年以上など長期に渡る場合、入院・手術等をする場合などは、その時に一度ご連絡ください。
- ⑨ 学校からスポーツ振興センターへ申請手続きをし、スポーツ振興センターで審議、承認されれば、給付金が学校の銀行口座に振り込まれます。
- ⑩ 本校事務局から組主任を通して「給付金のお知らせ」をし、保護者の指定口座に振り込まれます。

* 日本医科大学付属病院（千駄木）を受診した場合は、学校から日医へ「医療等の状況」を依頼しますので、受診したことを保健室にご連絡ください。ただし、「調剤報酬明細書」は、薬が処方（院外処方）された場合、調剤薬局で書いていただいたものを各自保健室へ提出する必要があります。

<その他>

公費負担医療助成制度（子供医療助成等）により、医療費の自己負担分が減額・無料となるご家庭もあると思います。この制度を利用された場合でも医療機関等で各書類に「公費負担医療制度使用、自己負担額無し」の記載があれば、スポーツ振興センターへの申請ができます。その場合、給付金は医療費の1割程度となります。医療証使用等についてご不明な点がある場合は、まず、お住まいの自治体に「学校でのけがの場合、医療費助成制度の利用はどうか」をご確認ください。その他給付金の請求及び支払に関することでご不明な点がある場合や、詳細につきましては、「独立行政法人日本スポーツ振興センター」の東京都担当部署である「給付第二課」に お問い合わせください。

* 日本スポーツ振興センター給付第二課 TEL 03-5410-9163

